



- 四 型式承認を受けている者が当該型式承認に係る物件の製造工事の能力について法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の認定を受けている場合において、当該型式承認及び認定に係る物件以外の物件に、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）第八条第三項に規定する標示を付したとき。
- 五 型式承認を受けた者が第八条第一項又は第九条の規定に違反したとき。
- 六 型式承認を受けた者が、当該型式の物件を引き続き相当期間製造しないとき。
- 七 その他国土交通大臣が特に必要があると認めるとき。
- （公示） 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨を官報に公示するものとする。
- 一 型式承認をしたとき。
- 二 第八条第一項の規定による承認をしたとき。
- 三 前条第一項の規定により型式承認がその効力を失つたとき。
- 四 前条第二項の規定により型式承認を取り消したとき。
- （検定の申請）
- 第十三條 型式承認を受けた者は、検定を受けようとするときは、検定申請書（第四号様式）を地方運輸局長（検定に係る物件を製造する事業場が本邦にある場合にあつては当該事業場の所在地を管轄する地方運輸局長、運輸監理部長を含む。以下同じ。）（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法（平成十一年法律第十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するものの長を含む。以下同じ。）、検定に係る物件を製造する事業場が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下第二十六条までにおいて同じ。）に提出しなければならない。（検定の準備）
- 第十四条 検定の申請をした者は、地方運輸局長が指示するところに従い検定の準備をするものとする。
- （検定に係る証印及び合格証明書）
- 第十五条 検定に合格した物件に対しては、法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第九条第四項の規定により証印（第五号様式）を付するものとする。
- 2 検定を受けた者は、前項の規定による証印を付された物件について、地方運輸局長に検定合格証明書交付申請書（第六号様式）を提出し、検定合格証明書（第七号様式）の交付を受けることができる。
- 3 検定合格証明書の受有者は、これを滅失し、又はき損した場合は、検定合格証明書再交付申請書（第八号様式）を当該検定合格証明書を交付した地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。
- 4 検定合格証明書再交付申請書には、検定合格証明書（き損した場合に限る。）を添付しなければならない。

#### 第十六章 第二十五条から第二十九条まで 削除

（再検定）

第二十六条 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第十一条第一項の規定による再検定を申請しようとする者は、検定に対する不服の事項及びその理由を記載した再検定申請書（登録検定機関が行う検定についての読替え）

第二十七条 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ五第一項の登録検定機関（以下単に「登録検定機関」という。）が行う検定については、第十三条中「地方運輸局長

- 第十二条 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨を官報に公示するものとする。
- 一 型式承認をしたとき。
- 二 第八条第一項の規定による承認をしたとき。
- 三 前条第一項の規定により型式承認がその効力を失つたとき。
- 四 前条第二項の規定により型式承認を取り消したとき。

（検定に係る物件を製造する事業場が本邦にある場合にあつては当該事業場の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（運輸支局（地方運輸局組織規則別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するものの長を含む。以下同じ。）、検定に係る物件を製造する事業場が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下第二十六条までにおいて同じ。）とあり、第十四条、第五条第二項及び第三項並びに前条中「地方運輸局長」とあるのは、「登録検定機関」と読み替えてこれらの規定を適用する。

（経由機関）

第二十八条 第五条、第八条並びに第九条（同条第二号及び第三号に係る部分を除く。）の規定による国土交通大臣に対する書類の提出は、当該書類に係る物件を製造する主たる事業場の所在地を管轄する地方運輸局長（その所在地が本邦外にある場合にあつては、関東運輸局長）を経由して行うものとする。

（手数料）

第二十九条 型式承認、第八条第一項の規定による承認、検定又は第十五条第二項の規定による検定合格証明書の交付若しくは同条第三項の規定による検定合格証明書の再交付を受けようとする者（登録検定機関が行う検定又は検定合格証明書の交付若しくは再交付を受けようとする者を除く。）は、別表第一に定める額（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して型式承認、承認、検定又は交付若しくは再交付の申請をする場合にあつては、別表第一の二に定める額）の手数料を納付しなければならない。

1 外国において型式承認を受ける場合における型式承認の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。

2 外国において検定を受ける場合における検定の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、別表第二に定める手数料の額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検定の申請をする場合にあつては、別表第一の二に定める手数料の額）に、一件の申請につき、十一万三千七百円を加算した額とする。

3 手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、一通につき千四百五十円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付の申請をする場合にあつては、千二百五十円）とする。

4 前各項の手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第九号様式）に貼つて納付しなければならない。

（附則）

1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（施行期日）

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお從前の例による。

（経過措置）

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお從前の例による。

（附則）（昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号）抄

（施行期日）

この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（附則）（昭和五九年三月一九日運輸省令第四号）

（施行期日）

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（附則）（昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号）抄

（施行期日）

この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。







硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	二一八、三〇〇	一個につき 一三、七〇	円
記録装置	二一八、三〇〇	一個につき 一三、七〇	円
液面計測装置	九〇、三〇〇円	一個につき 八四〇円	円
圧力計測装置	一〇六、五〇〇円	一個につき 一、六五	円
高位液面警報装置	六二、三〇〇円	一個につき 八四〇円	円
船舶発生油等焼却設備	二四四、四〇〇円	一個につき 二、一〇	円
通気装置	〇円	一個につき 二五、六〇	円
船舶発生油等焼却設備	〇円	一個につき 二五、六〇	円
第八条第一項の規定による承認	件につき 九、一〇〇円	一個につき 一〇〇円	円
第十五条第二項の規定による検定合格証明書の交付	一通につき 一、三五〇円	一個につき 一〇〇円	円
第十五条第三項の規定による検定合格証明書の再交付	一通につき 二、八五〇円	一個につき 一〇〇円	円
別表第二（第二十九条関係）			
油水分離器	標準排出連結具	ビルジ等排出防止設備のもの	
		ふん尿等排出防止設備のもの	
ビルジ用濃度監視装置		一個につき三九〇円	
油分濃度計		一個につき一三、一〇〇円	
バラスト用濃度監視装置の監視記録装置		一個につき二一、三〇〇円	
流量計		一個につき九、八〇〇円	
船速計		一個につき九、八〇〇円	
バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置		一個につき一八、〇〇〇円	
油水境界面検出器		一個につき一一、五〇〇円	
洗浄機		一個につき一三、一〇〇円	
通風機		一個につき一、九〇〇円	
ふん尿等浄化装置		一個につき一〇、六〇〇円	
ふん尿等処理装置		一個につき九、六〇〇円	
硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置		一個につき七八、三〇〇円	
硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置		一個につき一三、一〇〇円	
液面計測装置		一個につき七六〇円	
圧力計測装置		一個につき一、五〇〇円	
高位液面警報装置		一個につき一、九〇〇円	
通気装置		一個につき七六〇円	
船舶発生油等焼却設備		一個につき二三、四〇〇円	

バラスト用濃度監視装置の監視記録装置	一個につき九、七〇〇円
船速計	一個につき九、七〇〇円
油水境界面検出器	一個につき九、七〇〇円
洗浄機	一個につき六、四〇〇円
通風機	一個につき一、七〇〇円
ふん尿等浄化装置	一個につき一、七〇〇円
硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	一個につき一、七〇〇円
液面計測装置	一個につき一、五〇〇円
圧力計測装置	一個につき一、五〇〇円
高位液面警報装置	一個につき一、九〇〇円
通気装置	一個につき一、九〇〇円
船舶発生油等焼却設備	一個につき二三、四〇〇円

第一号様式（第五条関係）

## 型式承認申請書

年月日

殿

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあつては  
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項において準用する船舶安全法第6条  
ノ5第1項の型式承認を受けたいので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則  
第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 型式承認を受けようとする物件の名称及び型式

2 型式承認を受けようとする物件を製造する事業場の名称及び所在地

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

第二号様式（第七条関係）

第号

## 型式承認書

殿

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項において準用する船舶安全法第6条  
ノ5第1項の規定により、下記の物件について型式承認をする。

記

1 物件の名称

2 物件の型式

年月日

国土交通大臣 印

## 第三号様式（第八条関係）

## 型式変更承認申請書

年月日

殿

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあつては  
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項において準用する船舶安全法第6条ノ5第1項の型式承認を受けた物件の型式について、変更をしたいので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更をしようとする物件の型式承認番号、名称及び型式

2 変更をしようとする事項

3 変更をしようとする理由

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

## 第四号様式（第十三条関係）

## 検定申請書

年月日

殿

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあつては  
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項において準用する船舶安全法第6条ノ5第1項の検定を受けたいので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第13条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 検定を受けようとする物件の型式承認番号、名称及び型式

2 検定を受けようとする物件の数量並びにその製造年月及び製造番号

3 検定を受けようとする物件を製造した事業場の名称及び所在地

4 検定を受けようとする時期

5 検定を受けようとする場所

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第五号様式（第十五条関係）



1は、4ミリメートル以上とする。

第六号様式（第十五条関係）

## 検定合格証明書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所  
並びの法人にあつては  
その代表者の氏名

下記の物件について、検定合格証明書の交付を受けていので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査  
対象設備型式承認規則第15条第3項の規定により申請します。

記

1 型式承認番号

2 名称及び型式

3 数 量

4 製造年月

5 製造番号

6 製造した事業場の名称及び所在地

7 備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

## 第七号様式(第十五条関係)

第 号

## 検定合格證明書

下記の物件は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項において準用する船舶安全法第6条ノ5第1項の規定による検定に合格したことを証明する。

記

1 型式承認番号

2 名称及び型式

3 数量

4 製造年月

5 製造番号

6 製造した事業場の名称及び所在地

年 月 日

地方運輸局長  
運輸監理部長  
地方運輸局運輸支局長  
地方運輸局海事事務所長  
運輸監理部海事事務所長  
地方運輸局運輸文局海事事務所長  
沖縄総合事務局長  
運輸事務所長  
登録検定機関

印

## 第八号様式(第十五条関係)

## 検定合格證明書再交付申請書

年 月 日

殿

申請者の氏名又  
は名称及び住所

下記の物件の検定合格證明書について、その再交付を受けたいので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第15条第3項の規定により申請します。

記

1 型式承認番号

2 名称及び型式

3 製造番号

4 製造した事業場の名称及び所在地

5 検定合格證明書の番号及び交付年月日

6 再交付を受けようとする理由

7 備考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

## 第九号様式(第二十九条関係)

手数料納付書

年月日

殿

申請者の氏名又  
は名称及び住所

下記の申請について手数料を納付します。

記

## 1 申請事項

## 2 金額

## 3 備考

取入
印紙

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。